

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第235号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和5年2月13日付け諮問教職第669号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が行った公開請求の内容

住民監査請求における事実証明書のうち、特定の職員に関する部分休業した場合に減額される金額（以下「請求対象文書」という。）

2 公開請求に対する処分の内容

公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）

3 実施機関

石川県教育委員会（教職員課）

4 審査請求の経緯

公開請求 令和4年 9月29日

本件処分 令和4年11月28日

審査請求 令和5年 1月23日

諮問 令和5年 2月13日

答申 令和8年 3月12日

5 審査請求の趣旨

請求対象文書とは異なる公文書が公開されたため、請求したものと異なる公文書が公開された経緯の説明を求めるとともに、請求したものと同一公文書の公開を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結論

本件処分は妥当である。

(2) 争点

実施機関は、現に保有する文書は電磁的記録のみである旨を主張している。審査請求人は、手書きで表題が記載されている書面が別途存在するはずであり、当該書面を公開すべきであると主張している。

(3) 審査会の判断理由

当審査会において実施機関に確認したところ、審査請求人に対して公開した公文書は、特定の職員が部分休業を取得した場合の給与の減額分を推計し記載した電磁的記録であり、請求対象文書の原本であることが確認された。

7 審議経緯

審査回数5回

答 申 書

令和8年3月12日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった公文書について一部公開決定を行ったことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和4年9月29日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求に係る公文書の内容）

「県立学校職員の給与等に係る住民監査請求の監査結果」（令和4年2月14日）によると、問題視された「公文書」は2点ある。1点目は、特定の職員（以下「職員A」という。）に係る「年休及び特休の取得実績」である、そして「第3 監査の実施」「1 請求人の証拠の提出及び陳述」の項、「事実証明書（2）」とある「1日2h部分休業した場合減額される金額（1年分）」文書（以下「請求対象文書」という。）に関しても、県立学校の事務職員（以下「職員B」という。）が、公務中に、公務パソコンを使用し、公務上記録されたデータを用い、職員Aのために作成した文書であり、公文書である。公文書には保存義務がある。この公文書の存在（保存）有無を開示されたい。その上で、存在するというのであれば、開示されたい。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和4年11月28日付けで、条例第11条第1項の規定により、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

（公文書の件名）

1日2h部分休業した場合減額される金額（1年分）

（公開しない部分）

個人の特定につながるおそれ、個人の権利利益を害するおそれがある記載

（公開しない理由）

条例第7条第2号（個人情報）に該当

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年1月23日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和5年2月13日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

(1) 審査請求の趣旨

請求対象文書とは異なる公文書が公開されたため、請求したものと異なる公文書が公開された経緯の説明を求めるとともに、請求したものと同一公文書の公開を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人は、別添にある「1日2h部分休業した場合 減額される金額（1年分）」という公文書を請求した。

イ これは、金沢家庭裁判所に、職員Aから提出されたものであり、職員Bが作成した公文書である。公文書であるその事実は、「県立学校職員の給与等に係る住民監査請求の監査結果」（令和4年2月14日）にも、公文書として作成された旨が説明されている。

ウ しかし、この裁判所に提出された「公文書」は、手書きで「1日2h部分休業した場合 減額される金額（1年分）」と記されているが、本件処分において公開された公文書はワープロ打ちで「1日2h部分休業した場合 減額される金額（1年分）」と記されているため、別物である。

エ なぜ、2種類の「公文書」が存在しているのか、実施機関には事実説明を求めるものである。

2 反論書における主張

実施機関は、請求対象文書について、「文書は保有していない」と述べ、「電磁的記録」を保有していると釈明している。

つまり、電磁的記録しか保管されていないのである。

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号。以下「文書管理規程」という。）第3条では、「すべての事務の処理は、文書によることを原則とする。」と書かれており、実施機関の「電磁的記録しか保有していない」事実は、同規程の原則に、明らかに違反するものである。

しかしながら、文書管理規程違反を、実施機関自らが堂々とするはずもないのであるから、実施機関が「文書を保有していない」わけがない。

従って、実施機関による、本件に係る「文書は保有していない」という弁明は、大変不自然なものであり、不合理である。

3 意見書における主張

弁明書において、実施機関は、「金沢家庭裁判所に提出された文書は保有していない」と述べている。

当該文書は、職員Bが職務上作成した文書であり、公文書としての性格を有するものである。よって、当該文書を「保有していない」とする実施機関の主張は、合理性を欠き、到底納得のいく説明とは言えない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

審査請求人が公開請求している金沢家庭裁判所に提出された文書は保有していないが、職員Bが職務上作成した電磁的記録を保有していることから、当該記録を印刷し、本件処分を行ったものである。

よって審査請求人の主張には理由がないと考える。

第5 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、現に保有する文書は電磁的記録のみである旨を主張している。これに対し、審査請求人は、手書きで表題が記載されている書面が別途存在するはずであり、当該書面を公開すべきであると主張している。

3 請求対象文書の特定及び保有状況について

条例第2条第2項本文は、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(略)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(略)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定する。

このうち、「職務上作成した文書」については、決裁・供覧に付されていなくとも、石川県教育委員会事務局等処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第2号)に規定する事案の決定権を有する者を含めて職務上の内部検討に付された時点以降のものは公文書に該当すると解されている。また、内部検討に付されていないものであつても、簡易又は定型的な文書等であつて当該組織において利用するために作成されたものは、職務上の内部検討に付されたものとみなし、公文書に該当することとされている。

また、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの(組織共用文書)を意味すると解される(石川県情報公開条例解釈運用基準)。従つて、業務上必要なものとして、インデックスや備忘の類が付されて保存されている場合であっても、文書の同一性は失われない。

当審査会事務局職員をして実施機関に請求対象文書の保有状況について確認させたところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

- ・審査請求人に対して公開した公文書は、職員Aが部分休業を取得した場合の給与の減額分を推計し記載した電磁的記録である。当該電磁的記録は、職員の給与事務を担当している職員Bが職員Aの依頼に応じて職務として作成したものである。
- ・職員Bは職員個々の依頼に応じて、職務上整理している職員本人の給与に関する情報を回答しているにすぎず、職員Bが当該電磁的記録を作成し印刷したものを職員Aに交付するといった定型的な事務処理においては、通常、決裁等を行っていない。しかしながら、当該電磁的記録は、簡易又は定型的な文書であつて実施機関において利用するために作成されたものであるから、決裁を行ってなくても、文書管理規程第2条第5号及び条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

- ・実施機関において、上記電磁的記録と、住民監査請求の監査対象となった「1日2h部分休業した場合減額される金額（1年分）」を照合したところ、複写やファクス送信による画質への影響を考慮すれば、表題と作成者氏名の有無を除き同一であることを確認できたことから、上記電磁的記録を請求対象文書として特定し、公開したものである。
- ・なお、職員Aに対しては表題と作成者氏名を入力していない状態の電磁的記録を印刷して交付したが、その後、備忘のために表題と作成者氏名を入力し上書き保存したため、職員Aに交付した状態の電磁的記録は保有していない。また、交付時の文書には手書きの表題はなく、審査請求人が主張する手書きの表題がある文書は、実施機関において保有している文書ではないため、条例上の公文書ではない。実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関が行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員及び榎見委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(審査会の処理経過)

年月日	内容
令和5年 2月13日	実施機関から諮問を受けた（諮問教職第669号）。
7年 6月26日 (第356回審査会)	事案の審議を行った。
7年 7月18日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
7年10月16日 (第363回審査会)	事案の審議を行った。
7年11月19日 (第365回審査会)	事案の審議を行った。
7年12月17日 (第367回審査会)	事案の審議を行った。
8年 1月28日 (第369回審査会)	事案の審議を行った。